

西臼杵広域行政事務組合消防本部における
パワーハラスメント等に関する調査特別委員会

調査報告書

令和7年2月3日

目 次

第1	調査の趣旨	1
第2	調査特別委員会の設置	1
1	設置決議	1
2	調査権限	1
3	委員会の構成	1
4	法的助言者	2
第3	調査の概要	2
1	調査事項	2
2	委員会の開催状況	2
3	証人として出頭を求めた者、証言を求めた事項	6
4	参考人として出席を求めた者、意見陳述を求めた事項	11
5	証人の出頭状況	11
6	委員会による任意調査	11
7	記録の提出	11
第4	証言拒否	13
第5	告発	13
第6	調査の内容と結果	14
1	が行ったパワーハラスメントについて	14
2	が行ったパワーハラスメントについて	14
3	が行ったセクシャルハラスメントについて	16
4	消防長の対応について	16
5	管理者の対応について	18
6	副管理者の対応について	18
7	副管理者の対応について	19
8	参与の対応について	20
第7	総評	21
第8	調査経費	22
1	予算額	22
2	調査に要した費用（見込み）	22

第1 調査の趣旨

令和6年8月9日、令和6年第1回西臼杵広域行政事務組合議会臨時会において、佐藤さつき議員からの議員発議として、「パワーハラスメント等に関する調査特別委員会の設置について」が提出され、全会一致により、地方自治法第100条に基づく調査特別委員会の設置を決定したものである。なお、委員会の設置にあたっては、地方自治法第292条に基づき、当組合の構成町である高千穂町の「高千穂町議会会議規則」を準用する。

本調査の趣旨は、当該委員会において、証人等の人権に十分配慮する中で、委任された調査権に基づき、西臼杵広域行政事務組合消防本部におけるパワーハラスメント等に関し、その事実関係を明らかにし、真実の究明を行うことである。

第2 調査特別委員会の設置

1 設置決議

「パワーハラスメント等に関する調査特別委員会の設置について」

令和6年第1回西臼杵広域行政事務組合議会臨時会（令和6年8月9日）において可決

2 調査権限

地方自治法第100条第1項及び第10項並びに第98条第1項の権限を委任

3 委員会の構成

委員会は西臼杵広域行政事務組合議会議員（10名）全員で構成する。

※西臼杵広域行政事務組合議会議員は、高千穂町議会議員4名、日之影町議会議員3名、五ヶ瀬町議会議員3名で構成される。

役 職	氏 名	所属町議会	備 考
委 員 長	佐藤さつき	高千穂町	
副委員長	甲斐 徳仁	日之影町	令和6年10月24日付けで選任 ※日之影町議会構成変更によるもの
	河野 學	日之影町	令和6年10月24日付けで退任 ※日之影町議会構成変更によるもの
	甲斐 義則	五ヶ瀬町	

委 員	坂本 弘明	高千穂町	
	佐藤 定信	高千穂町	
	磯貝 助夫	高千穂町	
	小川 輝久	日之影町	
	甲斐 睦彦	日之影町	令和 6 年 10 月 24 日付けで選任 ※日之影町議会構成変更によるもの
	高舘 英嗣	日之影町	令和 6 年 10 月 24 日付けで退任 ※日之影町議会構成変更によるもの
	佐藤 成志	五ヶ瀬町	
	太田 保義	五ヶ瀬町	

4 法的助言者

弁護士 永井 崇敦 宮崎県弁護士会

（調査特別委員会における調査及び協議等において生じる法律的問題に関して、助言を
求める。第 2 回委員会（令和 6 年 9 月 27 日）において選任。

第 3 調査の概要

1 調査事項

西臼杵広域行政事務組合消防本部におけるパワーハラスメント等に関する事項

2 委員会の開催状況

回 数	開催日時	調査の概要
第 1 回	令和 6 年 8 月 27 日 開会：8 時 58 分 閉会：10 時 31 分 場所：高千穂町役場 4 階 中会議室	【秘密会】 (1) 今後の計画・運営方法について (2) 記録等の提出請求について (3) 助言弁護士について

役員会	令和6年9月4日 開会：16時00分 閉会：17時30分 場所：消防本部2階会議室	(1) 会議録、証人尋問の反訳について (2) 証人尋問の開催場所について
役員会	令和6年9月17日 開会：14時52分 閉会：16時37分 場所：消防本部2階会議室	(1) 証人尋問の流れについて (2) 委員・職員のスケジュール確認 (3) 記録提出請求について (4) 第2回委員会について
第2回	令和6年9月27日 開会：8時52分 閉会：10時13分 場所：高千穂町役場4階 中会議室	(1) 助言弁護士の選任について (2) 今後の計画・運営方法について (3) 100条調査手引きの概要説明 (4) 尋問内容の精査 (5) 出頭請求の議決
第3回	令和6年10月3日 開会：9時32分 閉会：15時47分 場所：消防本部2階会議室	【秘密会】 (1) 証人尋問(現職職員5名) (2) 出頭請求の議決 (3) 事務連絡
第4回	令和6年10月7日 開会：9時31分 閉会：16時11分 場所：消防本部2階会議室	【秘密会】 (1) 証人尋問(現職職員5名) (2) 事務連絡
第5回	令和6年10月9日 開会：9時28分 閉会：12時00分 場所：消防本部2階会議室	【秘密会】 (1) 証人尋問(現職職員2名) (2) 事務連絡
第6回	令和6年10月16日 開会：9時27分 閉会：15時45分 場所：消防本部2階会議室	【秘密会】 (1) 証人尋問(現職職員5名) (2) 事務連絡

第 7 回	令和 6 年 10 月 18 日 開会：9 時 26 分 閉会：15 時 35 分 場所：消防本部 2 階会議室	【秘密会】 (1) 証人尋問(現職職員 5 名) (2) 出頭請求の議決 (3) 事務連絡
第 8 回	令和 6 年 10 月 24 日 開会：9 時 29 分 閉会：16 時 19 分 場所：消防本部 2 階会議室	【秘密会】 (1) 証人尋問(現職職員 5 名) (2) 出頭請求の議決 (3) 事務連絡 ※日之影町議会構成変更に伴い委員 2 名入替
第 9 回	令和 6 年 11 月 6 日 開会：8 時 54 分 閉会：15 時 33 分 場所：高千穂町役場 4 階 大会議室	【秘密会】 (1) 証人尋問(退職者 4 名) (2) 出頭請求の議決 (3) 事務連絡
第 10 回	令和 6 年 11 月 11 日 開会：9 時 05 分 閉会：16 時 43 分 場所：消防本部 2 階会議室	【秘密会】 (1) 証人尋問(現職職員 5 名) (2) 出頭請求の議決 (3) 事務連絡
第 11 回	令和 6 年 11 月 13 日 開会：12 時 54 分 閉会：16 時 17 分 場所：消防本部 2 階会議室	【秘密会】 (1) 証人尋問(退職者 2 名) (2) 事務連絡
第 12 回	令和 6 年 11 月 15 日 開会：13 時 26 分 閉会：16 時 32 分 場所：消防本部 2 階会議室	【秘密会】 (1) 証人尋問(退職者 2 名) (2) 事務連絡
第 13 回	令和 6 年 11 月 18 日 開会：8 時 57 分 閉会：12 時 00 分 場所：消防本部 2 階会議室	【秘密会】 (1) これまでの証人尋問の整理 (2) 今後の証人尋問に関する協議 (3) 出頭請求の議決

第 14 回	令和 6 年 11 月 26 日 開会：8 時 57 分 閉会：15 時 52 分 場所：消防本部 2 階会議室	【秘密会】※午前のみ (1) 証人尋問(午前:退職者 1 名、午後: 現職職員 2 名) (2) 出頭請求の議決 (3) 事務連絡
第 15 回	令和 6 年 11 月 27 日 開会：12 時 53 分 閉会：17 時 00 分 場所：消防本部 2 階会議室	(1) 証人尋問(次長兼署長、 消防長) (2) 出頭請求の議決 (3) 事務連絡
第 16 回	令和 6 年 12 月 5 日 開会：13 時 30 分 閉会：15 時 34 分 場所：消防本部 2 階会議室	(1) 証人尋問() (2) 事務連絡
第 17 回	令和 6 年 12 月 9 日 開会：9 時 01 分 閉会：11 時 45 分 場所：消防本部 2 階会議室	(1) 証人尋問(参与、 管理者) (2) 出頭請求の議決 (3) 事務連絡
役員会	令和 6 年 12 月 16 日 開会：9 時 30 分 閉会：10 時 20 分 場所：高千穂町役場 4 階 執行部控室	(1) 委員会から議会への要望事項について (2) 事務連絡
第 18 回	令和 6 年 12 月 26 日 開会：12 時 55 分 閉会：15 時 50 分 場所：消防本部 2 階会議室	(1) 証人尋問(副管理者、 副管理者) (2) 事務連絡
第 19 回	令和 7 年 1 月 15 日 開会：12 時 58 分 閉会：16 時 11 分 場所：消防本部 2 階会議室	【秘密会】 (1) 調査報告書作成 (2) 事務連絡

第 20 回	令和 7 年 1 月 16 日 開会：12 時 55 分 閉会：14 時 30 分 場所：消防本部 2 階会議室	【秘密会】 (1) 調査報告書作成 (2) 事務連絡
役員会	令和 7 年 1 月 16 日 開会：14 時 30 分 閉会：16 時 50 分 場所：消防本部 2 階会議室	調査報告書作成
役員会	令和 7 年 1 月 21 日 開会：13 時 20 分 閉会：17 時 05 分 場所：高千穂町役場 4 階 議長室	調査報告書作成
第 21 回	令和 7 年 1 月 29 日 開会：10 時 04 分 閉会：16 時 10 分 場所：消防本部 2 階会議室	【秘密会】 (1) 調査報告書作成 (2) 事務連絡

3 証人として出頭を求めた者、証言を求めた事項

出頭を求めた日時	出頭を求めた者	証言を求めた事項
令和 6 年 10 月 3 日 10 時 00 分 11 時 00 分 13 時 00 分 14 時 00 分 15 時 00 分 ※第 3 回委員会	①現職職員 A ②現職職員 B ③現職職員 C ④現職職員 D ⑤現職職員 E	・パワハラを受けたことがあるか。 ・同僚がパワハラを受けるのを見た り聞いたりしたことがあるか。 ・上司に相談・報告したか。

令和 6 年 10 月 7 日 10 時 00 分 11 時 00 分 13 時 00 分 14 時 00 分 15 時 00 分 ※第 4 回委員会	⑥現職職員 F ⑦現職職員 G ⑧現職職員 H ⑨現職職員 I ⑩現職職員 J	・パワハラを受けたことがあるか。 ・同僚がパワハラを受けるのを見たり聞いたりしたことがあるか。 ・上司に相談・報告したか。
令和 6 年 10 月 9 日 10 時 00 分 11 時 00 分 ※第 5 回委員会	⑪現職職員 K ⑫現職職員 L	・パワハラを受けたことがあるか。 ・同僚がパワハラを受けるのを見たり聞いたりしたことがあるか。 ・上司に相談・報告したか。
令和 6 年 10 月 16 日 10 時 00 分 11 時 00 分 13 時 00 分 14 時 00 分 15 時 00 分 ※第 6 回委員会	⑬現職職員 M ⑭現職職員 N ⑮現職職員 O ⑯現職職員 P ⑰現職職員 Q	・パワハラを受けたことがあるか。 ・同僚がパワハラを受けるのを見たり聞いたりしたことがあるか。 ・上司に相談・報告したか。
令和 6 年 10 月 18 日 10 時 00 分 11 時 00 分 13 時 00 分 14 時 00 分 15 時 00 分 ※第 7 回委員会	⑱現職職員 R ⑲現職職員 S ⑳現職職員 T ㉑現職職員 U ㉒現職職員 V	・パワハラを受けたことがあるか。 ・同僚がパワハラを受けるのを見たり聞いたりしたことがあるか。 ・上司に相談・報告したか。

令和 6 年 10 月 24 日 10 時 00 分 11 時 00 分 13 時 00 分 14 時 00 分 15 時 00 分 ※第 8 回委員会	㉓現職職員 W ㉔現職職員 X ㉕現職職員 Y ㉖現職職員 Z ㉗現職職員 a	・パワハラを受けたことがあるか。 ・同僚がパワハラを受けるのを見たり聞いたりしたことがあるか。 ・上司に相談・報告したか。
令和 6 年 11 月 6 日 9 時 30 分 10 時 50 分 13 時 00 分 14 時 20 分 ※第 9 回委員会	㉘退職者 A ㉙退職者 B ㉚退職者 C ㉛退職者 D	・パワハラを受けたことがあるか。 ・同僚がパワハラを受けるのを見たり聞いたりしたことがあるか。 ・上司に相談・報告したか。 ・退職理由にハラスメントは関係するか。
令和 6 年 11 月 11 日 9 時 30 分 10 時 50 分 13 時 00 分 14 時 20 分 15 時 40 分 ※第 10 回委員会	㉜現職職員 b ㉝現職職員 c ㉞現職職員 d ㉟現職職員 e ㊱現職職員 f	・直接的あるいは間接的にパワハラに関わったことがあるか。 ・パワハラを受けたことがあるか。 ・上司に相談・報告したか。 ・パワハラと思われる事案があったと認識しているか。 ・パワハラと思われる現場を見たり聞いたりしたことがあるか。 ・パワハラに関して部下から相談されたことはあるか。 ・どのように対処したか。 ・上司に報告したか。

令和6年11月13日 13時20分 14時40分 ※第11回委員会	③⑦退職者 E ③⑧退職者 F	・パワハラの実態について、部下から相談・報告を受けたことがあるか。 ・上司に対して報告を行ったか。 ・上司からどのような指示・回答があったか。 ・事案に対して、組織としてどのような対応をしたか。
令和6年11月15日 13時50分 15時10分 ※第12回委員会	③⑨退職者 G ④⑩退職者 H	・パワハラの実態について、部下から相談・報告を受けたことがあるか。 ・上司に対して報告を行ったか。 ・上司からどのような指示・回答があったか。 ・事案に対して、組織としてどのような対応をしたか。
令和6年11月26日 10時50分	④⑪退職者 I	・パワハラの実態について、部下から相談・報告を受けたことがあるか。 ・上司に対して報告を行ったか。 ・上司からどのような指示・回答があったか。 ・事案に対して、組織としてどのような対応をしたか。
13時00分 14時40分 ※第14回委員会	④⑫現職職員 g ④⑬現職職員 h	・直接的あるいは間接的にパワハラに関わったことがあるか。

令和6年11月27日 13時20分 15時00分 ※第15回委員会	④④ ■■■■■ 次長兼署長 ④⑤ ■■■■■ 消防長	・直接的あるいは間接的にパワハラに関わったことがあるか。 ・パワハラと思われる事案があったと認識しているか。
令和6年12月5日 13時50分 ※第16回委員会	④⑥ ■■■■■	・パワハラと思われる事案があったと認識しているか。 ・どのような内容で、いつ、どのように認識したか。 ・どのように対処したか。 ・管理者・副管理者・参与等で情報を共有したか。
令和6年12月9日 9時20分 10時30分 ※第17回委員会	④⑦ ■■■■■ 参与 ④⑧ ■■■■■ 管理者	・パワハラと思われる事案があったと認識しているか。 ・どのような内容で、いつ、どのように認識したか。 ・どのように対処したか。 ・管理者・副管理者・参与等で情報を共有したか。
令和6年12月26日 13時20分 14時30分 ※第18回委員会	④⑨ ■■■■■ 副管理者 ④⑩ ■■■■■ 副管理者	・パワハラと思われる事案があったと認識しているか。 ・どのような内容で、いつ、どのように認識したか。 ・どのように対処したか。 ・管理者・副管理者・参与等で情報を共有したか。

4 参考人として出席を求めた者、意見陳述を求めた事項

地方自治法第 115 条の 2 第 2 項の規定による参考人として、出席を求めることはなかった。

5 証人の出頭状況

地方自治法第 100 条第 1 項の規定による証人の出頭請求に対する不出頭はなかった。

6 委員会による任意調査

書面による調査（任意）

(1) 調査に応じた者：西臼杵広域行政事務組合消防本部 消防長 [REDACTED]

調査書の送付日：令和 6 年 12 月 24 日

調査回答の受領日：令和 6 年 12 月 24 日

調査した事項：パワーハラスメントに関するアンケートについて正・副管理者に報告をした際に資料を持参して提示したか

(2) 調査に応じた者：西臼杵広域行政事務組合 管理者 [REDACTED]

調査書の送付日：令和 7 年 1 月 24 日

調査回答の受領日：令和 7 年 1 月 28 日

調査した事項：① 管理者がパワーハラスメントを認識した時期の再確認
② 令和 5 年 12 月 1 日に [REDACTED] 副管理者から連絡を受けた後、消防長へどのような指示を行ったか

7 記録の提出

(1) 請求先 西臼杵広域行政事務組合消防本部

番号	請求記録名等	提出日
1	令和 3 年に職員有志から提出された申し入れ書	令和 6 年 8 月 9 日
2	令和 5 年に実施されたハラスメントに関するアンケート及びその集計表	令和 6 年 8 月 9 日
3	消防職員の現在の居住地及び通勤手当に関する記録	令和 6 年 9 月 3 日
4	消防職員 3 名分の過去の職歴等に関する記録	令和 6 年 9 月 3 日
5	消防職員の本部発足後の病休取得状況に関する記録	令和 6 年 9 月 3 日
6	消防職員の本部発足後の懲戒処分等に関する記録	令和 6 年 9 月 3 日
7	消防本部のこれまでの職員配置に関する記録	令和 6 年 9 月 3 日

8	消防署の非番対応者一覧に関する記録	令和6年9月3日
9	現職の消防職員に関する人定情報（氏名、生年月日、住所）	令和6年9月27日
10	令和6年9月17日時点で消防本部に対し退職届を提出または退職の意向を示している現職の消防職員の一覧とその申し出方法（文書で提出、口頭で申し出等）	令和6年9月27日
11	西臼杵広域行政事務組合消防本部に在籍した職員で既に退職している者に関する次の事項（氏名、在籍期間、退職事由）	令和6年10月7日
12	本部発足後に懲戒処分を受けた者の内、不服申し立てを行った者の記録及びその資料	令和6年10月16日
13	西臼杵消防常備化準備室の職員に関する記録	令和6年10月16日
14	令和6年7月に消防長が職員に対して行ったヒアリングの議事録	令和6年10月24日
15	令和5年に職員から本部に提出のあった■■■■氏の勤務中の不適切行動に関する資料	令和6年11月6日
16	令和6年6月に■■■■氏が消防長に提出した■■■■氏のハラスメント行為に関する報告資料	令和6年11月11日

(2) 請求先 高千穂町

番号	請求記録名等	提出日
1	平成25年、平成26年の役場組織編成表（職員名が付されたもの）	令和6年10月16日
2	平成26年度に■■■■氏から病気休暇取得のために提出された診断書	令和7年1月28日

(3) 請求先 日之影町

番号	請求記録名等	提出日
1	平成25年、平成26年の役場組織編成表（職員名が付されたもの）	令和6年10月16日

(4) 請求先 五ヶ瀬町

番号	請求記録名等	提出日
1	平成 25 年、平成 26 年の役場組織編成表（職員名が付されたもの）	令和 6 年 10 月 16 日

(5) 請求先 ■■■■■ 氏

番号	請求記録名等	提出日
1	西臼杵郡内の町議会議員から受領した匿名の手紙	令和 6 年 11 月 22 日
2	■■■■■ 氏に関する経過をまとめた手持ち資料	令和 6 年 11 月 22 日
3	平成 26 年 12 月からの ■■■■■ 氏の体調不良に関する経過をまとめた手持ち資料	令和 6 年 11 月 22 日

(6) 請求先 ■■■■■ 氏

番号	請求記録名等	提出日
1	■■■■■ 氏が保安帽に張り紙をされた際の記録写真	令和 6 年 12 月 5 日

第 4 証言拒否

今回の調査において、本委員会が行った証人尋問 50 名への尋問事項に対し、証人から何らかの理由により証言を拒否することはなかった。

第 5 告発

地方自治法第 100 条の規定により告発の対象となるのは、次のとおりである。

- ① 正当な理由なく出頭しないとき
- ② 正当な理由なく記録を提出しないとき
- ③ 正当な理由なく証言を拒否したとき
- ④ 宣誓した証人が虚偽の証言をしたとき

今回の調査において、告発の対象となる事実は発生しなかった。

第6 調査の内容と結果

1 []が行ったパワーハラスメントについて

(1) 認定事実

委員会が証人尋問等によりパワーハラスメントとして認定した事実は以下のとおりである。

ア 飲食の席で、特定の職員に対して、当該職員が寝ているところ、当該職員の顔を蹴った。

イ 飲食の席で、複数回、複数の職員に殴る蹴るの暴行を加えた。

ウ 平成28年頃、職員の結婚式の余興の席で、靴に酒を入れて複数の職員に飲ませた。

エ 飲食の席で、複数回、複数の職員に執拗に飲酒を勧め、飲酒させた。

オ 令和2年7月、熊本県への災害派遣のための車両での移動中、運転をしていた特定の職員に対して、当該職員の意に反してシートヒーターをつけることを強要した。

カ 令和6年6月、飲酒の席で、特定の職員の意見を否定し、自分の意見を押しつけ、「勉強しないバカの言うことは聞かない」と発言した。

(2) 委員会の判断

はじめに、上記(1)のア・イ・ウ・エ・カについては、本人が酔っているからと言って許される言動ではないが、特に、アとイについては、刑法に抵触する行為であり、許されない。

さらに、職務に不必要である上記(1)のオを強要することは許されない

2 []が行ったパワーハラスメントについて

(1) 認定事実

委員会が証人尋問等によりパワーハラスメントとして認定した事実は以下のとおりである。

ア 消防署が開署する前、選挙の期日前投票の投票所において、職員に対して、空気椅子をさせ、手のひらを握ったり開いたりする動作をするように強要した。

イ 消防署が開署する前、高千穂町役場総務課において、複数の職員に対して、他の職員が見ている前で、気をつけの姿勢をさせて、直立不動の姿勢を続けることを強要した。

ウ 消防署が開署する前、複数の職員に対して、訓練の程度を越えた体力錬成を強要し

た。

エ 消防署が開署する前、特定の職員に対して、当該職員の同期がミスをしたときに、大勢の職員の前で必要以上の叱責を行った。

オ 消防署が開署する前、複数の職員に対して、大勢の職員の前で土下座を強要した。

カ 消防署が開署する前、複数の職員に対して、業務時間外に呼び出し、車両を拭くことを強要した。

キ 令和2年1月24日、特定の職員に対して、ヘルメットを借り返却する際に、「臭かったな」との発言とともに、ヘルメットに「触るな、危険」という張り紙をした。

ク 消防署が開署した後、特定の職員に対して、その職員の父親の容姿・職業・飼っているペットについて侮蔑的な発言をし、当該職員に子どもが生まれたときは「望めない子」と発言した。

ケ 消防署が開署した後、特定の職員に対して、当該職員の配偶者の容姿について侮蔑的な発言を行った。

コ 平成29年から30年頃、特定の職員に対して、一度も行ったことのない訓練を行わせ、うまく出来なかったことについて、当時の隊長に対して、当該職員に聞こえるように、「あいつ使えんですわ、駄目ですわ」と発言した。

サ 平成30年から平成31年にかけて、6名の職員に対して、勤務年数の少ない職員と、ある程度の勤務年数のある職員を2人1組にして、前者3名の職員で訓練を行わせ、うまく出来なかった職員、一番時間が掛かった職員と組んでいる後者の職員に対し罰則として腕立て伏せやスクワットをさせた。

シ 平成31年頃 特定の職員に対して、「殺すぞ、お前」と発言した。

ス 平成31年頃、複数の職員に対して、副訓練棟、主訓練棟を本人が「よし」というまで走らせ続けた。

セ 平成31年頃、特定の職員に対して、勤務の際に、当該職員が基準の体重に達しないと、他の職員に罰を受けさせると脅し、当該職員に食事の制限、運動を強要した。

ソ 令和2年頃、特定の職員に対して、当該職員が台風で実家が浸水災害に遭わないか心配していたところ、「おまえん家なんか沈めばいいじゃん」と発言した。

タ 令和5年1月頃、特定の職員に対して、当該職員が出演しているDVDを視聴した際に、当該職員の顔にモザイクをかけた方がよいと発言した。

チ 令和5年10月頃、特定の職員に対して、「お前本当に殺すぞ」と発言した。

ツ 複数の職員に対し、水利調査を行った際に、当該職員が道がわからなかったときに、

その職員を必要以上に叱責した。そのため、当該職員は、職務時間外でのルート調査を余儀なくされた。

テ 特定の職員に対して、継続的に、「どうせ辞めて■■■■に帰るつもりなんでしょ」との発言を続けた。

(2) 委員会の判断

はじめに、本人は人間関係によっては許される言動があるとの認識であるが、どのような人間関係であっても、上記(1)のキ・ク・ケ・シ・ソ・タ・チ・テについては、許される言動ではない。

次に、職務に不必要である上記(1)のア・イ・オ・カ・セを強要することは許されないし、エのような叱責を加えること、サのような訓練をすることも許されない。

さらに、職務上の必要性、訓練の程度を越えた上記(1)のウ・コ・ス・ツのような言動も許されない。

3 ■■■■が行ったセクシャルハラスメントについて

(1) 認定事実

委員会が証人尋問等によりセクシャルハラスメントとして認定した事実は、「令和5年11月に行われた送別会の2次会において、女性職員の隣に座り、当該職員が別の席に移動した後にさらに隣に座った上で、当該職員の（スカートの上から）膝の上に手を置いた」である。

(2) 委員会の判断

本人の同意なく女性職員の身体に触れることは許されない。

4 ■■■■ 消防長の対応について

(1) パワーハラスメント等を認識した時期

ア 令和3年から始めた「人事異動に関する調書」、「人事評価」に記載があった。

イ 令和4年頃、職員から特定の職員と一緒に仕事をしたくない旨の申し出があった。

ウ 令和5年頃、職員にハラスメントに関するアンケートを行い、提出を受ける。（提出を受けたアンケートについて、途中まで読んだが、読んでいないアンケートが存在する）

エ 令和5年11月頃、上記第6・3・(1)の事実を認識する。

オ 令和6年6月頃、上記第6・1・(1)・カの事実を認識する。

(2) 上記認識後に行った対応

- ア 令和3年、ハラスメントに関する委員を選任して、令和4年1月1日から委員会を施行する。
- イ 令和4年、係編成において、特定の職員と一緒にたたくないと希望する職員と一緒にならないように編成する。
- ウ 令和5年12月、管理者・副管理者2名、参与に口頭でアンケート内容についてレクチャーする。
- エ 令和5年12月、係長以上が出席する臨時の会議を開催し、パワーハラスメントの防止について周知徹底する。
- オ 令和6年1月、消防長宣言において、パワーハラスメントの防止について周知徹底する。
- カ 令和6年6月頃、管理者・副管理者2名、参与に上記第6・1・(1)・カの事実を報告する。
- キ ハラスメント防止研修を行う。

(3) 委員会の判断

パワーハラスメントを認識した後に、将来的なパワーハラスメント防止のための措置を講じたことは評価できる。

しかし、既に発生しているハラスメントを把握するためには、職員に対する個別の聞き取りを行う必要があるが、行っていない。パワーハラスメントの存在を認識し、委員会を施行した令和4年1月1日、遅くともアンケート実施後には個別の聞き取りを実施すべきであった。

また、提出を受けたアンケートについては全てに目を通して内容を正確に認識すべきであった。

さらに、管理者等に行うレクチャーについても、アンケートの内容を正確に伝えるべきであった。

そして、[] の行ったセクシャルハラスメントに対する対応として、少なくとも参与に報告すべきであった。(令和2年6月1日施行の宮崎県の「懲戒処分の基準」によれば、[] の行為は、戒告・減給相当である。)

5 ■■■■■ 管理者の対応について

(1) パワーハラスメント等を認識した時期

ア 令和5年12月18日、■■■■■ 消防長より口頭でハラスメントに関するアンケート内容についてレクチャーを受ける。

イ 令和6年6月17日、■■■■■ 消防長より上記第6・1・(1)・カの事実の報告を受ける。

(2) 上記認識後に行った対応

(上記アについて) ■■■■■ 消防長に対し、今後、同じようなハラスメント案件があった場合には直ぐに報告するように指示する。

また、ハラスメント防止についての周知徹底を指示する。

さらに、ハラスメントに関する研修の実施を指示する。

(3) 委員会の判断

はじめに、令和5年12月1日に ■■■■■ 副管理者より、■■■■■ がパワーハラスメントの行われている旨の文書を持ってきたことに関する対応を促された時点（後述の第6・6・(2)・ア）で、詳細を確認するべきであった。（確認していれば、この時点でパワーハラスメントの事実を把握することができた可能性がある。）

次に、■■■■■ 消防長からのレクチャーの時点で、より詳細な報告を求めるべきであった。また、■■■■■ 消防長からの再度の報告がなかったのであれば、再度の報告を促すべきであった。

さらに、管理者・副管理者間においてパワーハラスメントに対してどのように対応するかについて協議の場を設けるべきであった。

6 ■■■■■ 副管理者の対応について

(1) パワーハラスメント等を認識した時期

ア 令和5年12月1日、■■■■■ よりパワーハラスメントについての説明を受け資料を貰う。

イ 令和5年12月27日、■■■■■ 消防長より口頭でハラスメントに関するアンケート内容についてレクチャーを受ける。

ウ 令和6年6月頃、上記第6・1・(1)・カの事実の報告を受ける。

(2) 上記認識後に行った対応

ア ■■■■■ 管理者に対して、■■■■■ がパワーハラスメントの行われている旨の文書を持ってきたことを伝え、対応が必要であることを促した。

イ ■■■■■ 消防長に対して、パワーハラスメントについて早めに対応する必要があることを促した。

(3) 委員会の判断

はじめに、■■■■■ 消防長からのレクチャーの時点で、より詳細な報告を求めるべきであった。また、■■■■■ 消防長からの再度の報告がなかったのであれば、再度の報告を促すべきであった。

さらに、管理者・副管理者間においてパワーハラスメントに対してどのように対応するかについて協議の場を設けるべきであった。

7 ■■■■■ 副管理者の対応について

(1) パワーハラスメント等を認識した時期

ア 令和5年12月21日、■■■■■ 消防長より口頭でハラスメントに関するアンケート内容についてレクチャーを受ける。

イ 令和6年7月1日、■■■■■ 消防長より上記第6・1・(1)・カの事実の報告を受ける。

(2) 上記認識後に行った対応

特になし

(3) 委員会の判断

はじめに、■■■■■ 消防長からのレクチャーの時点で、より詳細な報告を求めるべきであった。また、■■■■■ 消防長からの再度の報告がなかったのであれば、再度の報告を促すべきであった。

さらに、管理者・副管理者間においてパワーハラスメントに対してどのように対応するかについて協議の場を設けるべきであった。

8 ■■■■■ 参与の対応について

(1) パワーハラスメント等を認識した時期

ア 令和5年12月18日、■■■■■ 消防長より口頭でハラスメントに関するアンケート内容についてレクチャーを受ける。

イ 令和6年6月17日、■■■■■ 消防長より上記第6・1・(1)・カの事実の報告を受ける。

(2) 上記認識後に行った対応

懲戒分限調査委員会の委員長として、■■■■■ の懲戒手続きを行う。

(3) 委員会の判断

はじめに、■■■■■ 消防長からのレクチャーの時点で、より詳細な報告を求めるべきであった。また、■■■■■ 消防長からの再度の報告がなかったのであれば、再度の報告を促すべきであった。

さらに、参与として、より積極的に、管理者・副管理者間においてパワーハラスメントに対してどのように対応するかについて協議の場を設けるべきであった。

また、参与就任後に職員の退職者が3名おり、そのうちの退職の時期が早い2名については、退職理由を個別に尋ねるべきであった。(尋ねていれば、この時点でパワーハラスメントの事実を把握することができた可能性がある。)

第 7 総評

本委員会は、西臼杵広域行政事務組合消防本部におけるパワーハラスメント等に関する調査のため設置され、令和 6 年 8 月 27 日から令和 7 年 1 月 29 日まで、計 21 回にわたり会議を重ね、調査事項に関し、事実関係の調査を行い、真実の究明に当たってきた。

本件に関する具体的な経過や事実関係は、「第 6 調査の内容と結果」にその概要を記しているが、ここに総評として記載し、報告をするものである。

委員会による調査検証の結果、ハラスメントの事実は 26 件認定され、総括として、消防職員 2 名によるパワーハラスメント行為と 1 名によるセクシャルハラスメント行為があったとの結論に至った。中でも飲酒時の度重なる暴力及びセクシャルハラスメントは刑事上の責任も問われ得る重大事案であり、看過できるものではない。

なお、セクシャルハラスメント行為については、県の懲戒処分規定では、停職または減給に値するものでありながら、口頭注意で済まされており、この組織は、浄化作用が機能不全状態であったと言わざるを得ない。

また、消防長や管理者側がパワーハラスメントを認識していながら放置したこと、さらに、管理者側については、消防組織任せの対応であったことを証言でも認めており、このことは安全配慮義務違反となり得る。そして隊長等についても、黙認したことについては、加害者と同じ立場と言える。従って組織管理責任を迫すべき案件であることを指摘するものである。

これを踏まえて、ハラスメント行為は証拠が残らないことを鑑み、第三者委員会の設置や通報窓口の検討に加え、西臼杵広域行政事務組合規約の改正等も必要である。

証言者の中には、精神的苦痛を思い出し、声を詰まらせ涙を流して証言する者もあり、苦悶の中での業務、辛かったことが窺えるものである。実際に、体調を壊し休職したと証言する者もあり、委員会として休職当時の診断書も取得した。

現在も報復等を恐れ、不安を抱える職員が多数いる中で、職員有志一同からは、明るい未来へ向けた職場環境の改善のために、問題職員の処分と今後の対応を求める嘆願書の提出もあった。このことから、問題の職員の処分は、今後の西臼杵広域消防の将来を左右する大きな決断となる。

最後に、正副管理者・参与・消防長については、提言に基づき職場の環境改善を確実に是正し、二度とこのようなことが起こることの無いよう強く求めるものである。

第8 調査経費

1 予算額

- (1) 当初予算分 323万6,000円（令和6年第2回組合議会臨時会で議決）
(2) 追加分 47万7,000円（令和7年第1回組合議会臨時会で議決予定）

2 調査に要した費用（見込み）

節	内 容	金 額
1 節 報酬	委員報酬	1,816,000円
7 節 報償費	弁護士費用	660,000円
8 節 旅費	委員・証人・弁護士費用弁償	626,320円
10 節 需用費	印刷製本費	66,000円
12 節 委託料	会議録反訳業務委託料	543,900円
合 計		3,712,220円